

基準10 財務

(1) 観点ごとの分析

観点10－1－①： 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。
また、債務が過大ではないか。

(観点に係る状況)

本校では、将来に渡り安定した教育研究活動を遂行するために必要な校地、校舎、設備等の資産を保有しており、教育研究にふさわしい環境の整備に務めている（資料10－1－①－1）。自己資本比率は80%以上を維持しており、過大な債務は無い（資料10－1－①－2）。また、毎年度の決算報告では支出が収入を大きく上回ることはなく、健全な学校運営を実施している（資料10－1－①－3）。

資料10－1－①－1

平成24年度資産現在額

資 産	種 類		数 量	単 位	金 額 (円)
有形固定資産	土 地		120,551	m ²	3,200,000,000
	建 物	建て面積	19,681	m ²	3,101,510,199
		延べ面積	39,044	m ²	
	構築物				225,740,916
	車両運搬物				17,095,377
	工具器具備品				598,679,153
	美術品等				7,150,000
	小 計				7,150,175,645
無形固定資産	特許権等				4,364,996
	小 計				4,364,996
合 計					7,154,540,641

(出典 総務課資料)

資料10－1－①－2

過去5年間の貸借対照表

項 目		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資産の部	有形資産	78,486,618	36,457,735	140,780,429	33,650,043	46,191,188
	固定資産	5,519,003,970	5,472,605,041	5,670,531,595	5,566,206,865	5,446,384,247
	本支店勘定	172,912,458	201,280,269	410,495,552	310,425,192	65,894,373
	合計	5,770,403,046	5,710,343,045	6,221,807,576	5,910,282,100	5,558,469,808
負債の部	流動負債	281,961,064	278,362,926	593,667,361	383,888,947	151,712,747
	固定負債	173,288,271	266,319,565	385,551,866	428,106,740	420,892,943
	合計	455,249,335	544,682,491	979,219,227	811,995,687	572,605,690
資本の部	資本金	6,001,793,718	6,001,793,718	6,001,793,718	6,001,793,718	6,001,793,718
	資本剰余金	-686,640,007	-836,133,164	-759,205,369	-903,507,305	-1,015,929,600
	合計	5,315,153,711	5,165,660,554	5,242,588,349	5,098,286,413	4,985,864,118
総資本		5,770,403,046	5,710,343,045	6,221,807,576	5,910,282,100	5,558,469,808
自己資本比率		92.1%	90.5%	84.3%	86.3%	89.7%

(出典 総務課資料 抜粋)

資料10-1-①-3

過去5年間の決算報告書

平成19年度 決算報告書

学校名 鈴鹿工業高等専門学校

(単位: 円)

区 分	決 算 額	備 考
収 入		
運営費交付金	1,297,981,394	
施設整備費補助金	0	
国立大学財務・経営センター施設費交付事業費	14,647,500	
自己収入	295,482,831	
授業料収入	254,071,800	
入学料収入	21,175,100	
検定料収入	13,633,900	
雑収入	6,602,031	
産学連携等研究収入	15,584,500	
寄附金収入	21,119,269	
その他補助金	31,850,000	
目的積立金取崩	0	
計	1,676,665,494	
支 出		
業務費	1,583,438,895	
教育研究経費(教育研究支援経費を含む)	1,515,000,701	
一般管理費	68,438,194	
施設整備費	14,647,500	
長期借入金償還金	0	
産学連携等研究経費	14,530,499	
寄附金事業費	18,389,795	
その他補助金	31,850,000	
計	1,662,856,689	

資料10-1-①-3 続き

平成20年度 決算報告書

学校名 鈴鹿工業高等専門学校

(単位: 円)

区 分	決 算 額	備 考
収 入		
運営費交付金	1,233,844,231	
施設整備費補助金	230,390	
国立大学財務・経営センター施設費交付事業費	29,610,000	
自己収入	290,952,095	
授業料収入	250,251,700	
入学金収入	21,150,000	
検定料収入	12,474,000	
雑収入	7,076,395	
産学連携等研究収入	30,640,616	
寄附金収入	15,476,339	
その他補助金	38,390,000	
目的積立金取崩	0	
計	1,639,143,671	
支 出		
業務費	1,524,791,533	
教育研究経費(教育研究支援経費を含む)	1,457,270,792	
一般管理費	67,520,741	
施設整備費	29,840,390	
長期借入金償還金	0	
産学連携等研究経費	30,467,239	
寄附金事業費	19,212,226	
その他補助金	38,390,000	
計	1,642,701,388	

資料10-1-①-3 続き

平成21年度 決算報告書

学校名 鈴鹿工業高等専門学校

(単位: 円)

区 分	決 算 額	備 考
収 入		
運営費交付金	1,445,427,661	
施設整備費補助金	278,181,110	
国立大学財務・経営センター施設費交付事業費	0	
自己収入	287,544,790	
授業料収入	248,930,150	
入学金収入	20,388,600	
検定料収入	11,583,000	
雑収入	6,643,040	
産学連携等研究収入	32,441,522	
寄附金収入	17,437,695	
その他補助金	112,372,081	
目的積立金取崩	0	
計	2,173,404,859	
支 出		
業務費	1,732,993,446	
教育研究経費(教育研究支援経費を含む)	1,656,625,803	
一般管理費	76,367,643	
施設整備費	278,181,110	
長期借入金償還金	0	
産学連携等研究経費	32,158,553	
寄附金事業費	18,781,807	
その他補助金	112,372,081	
計	2,174,486,997	

資料10-1-①-3 続き

平成22年度 決算報告書

学校名 鈴鹿工業高等専門学校

(単位: 円)

区 分	決 算 額	備 考
収 入		
運営費交付金	1,255,247,955	
施設整備費補助金	13,545,000	
国立大学財務・経営センター施設費交付事業費		
自己収入	300,171,508	
授業料収入	259,437,050	
入学金収入	21,842,600	
検定料収入	11,751,100	
雑収入	7,140,758	
産学連携等研究収入	14,018,000	
寄附金収入	19,938,154	
その他補助金	27,426,203	
目的積立金取崩	0	
計	1,630,346,820	
支 出		
業務費	1,547,598,718	
教育研究経費(教育研究支援経費を含む)	1,477,320,973	
一般管理費	70,277,745	
施設整備費	13,545,000	
長期借入金償還金	0	
産学連携等研究経費	14,639,991	
寄附金事業費	17,447,524	
その他補助金	27,426,203	
計	1,620,657,436	

資料10-1-①-3 続き

平成23年度

決 算 報 告 書

学 校 名 25 鈴鹿工業高等専門学校

(単位: 円)

区 分	決 算 額	備 考
収 入		
運営費交付金	69,059,640	
施設整備費補助金	3,991,760	
国立大学財務・経営センター施設費交付事業費	42,000,000	
自己収入	306,213,562	
授業料収入	263,995,702	
入学金収入	21,488,400	
検定料収入	12,358,500	
雑収入	8,370,960	
産学連携等研究収入	14,251,831	
寄附金収入	27,094,446	
その他補助金	9,794,651	
目的積立金取崩		
計	472,405,890	
支 出		
業務費	368,309,354	
教育研究経費(教育研究支援経費を含む)	368,309,354	
一般管理費		
施設整備費	45,991,760	
長期借入金償還金		
産学連携等研究経費	10,763,658	
寄附金事業費	20,341,359	
その他補助金	9,794,651	
計	455,200,782	

(出典 総務課資料)

(分析結果とその根拠理由)

将来に渡って適切かつ安定した教育研究活動を遂行するために、必要な資産を有している。また過大な債務は無く、学校の目的を達成するための十分な財務基盤を有している。

観点10－1－②： 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

(観点に係る状況)

本校の経常的収入には、高専機構から交付される運営費交付金に加え、自己収入としての授業料、入学科、検定料、及び財産貸付料等の雑収入がある(資料10－1－②－1)。平成23年度に運営費交付金が著しく減少しているが、これは平成23年度から教職員の人件費が機構本部経費となり、人件費に相当する約12億円が収入として計上されていないためである。過去5年間に於ける自己収入の平均金額は296万円であり、自己収入額の大きな変動はなく、経常的収入の継続的な確保に努めている。

資料10－1－②－1

過去5年間の経常的収入

単位：千円

項 目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
運営費交付金	1,297,981	1,233,844	1,445,428	1,255,248	69,060
自 己 収 入	授業料	254,072	250,252	248,930	259,437
	入学科	21,175	21,150	20,389	21,842
	検定料	13,634	12,474	11,583	11,751
	雑収入	6,602	7,076	6,643	7,141
	小 計	295,483	290,952	287,545	300,171
合 計	1,593,464	1,524,796	1,732,973	1,555,419	375,274

(出典 総務課資料)

(分析結果とその根拠理由)

運営費交付金に加えて、安定した自己収入額を確保しており、学校の目的に沿って安定した教育研究活動を遂行するための経常的収入が継続的に確保されている。

観点10－1－③： 学校の目的を達成するために、外部の財務資源の活用策を策定し、実行しているか。

(観点に係る状況)

外部の財務資源の活用策として共同研究、受託研究、及び寄付に関する規則を策定している(資料10－1－③－1～資料10－1－③－3)。また、専任の産学官連携コーディネーターを1名配置し、本校が有する研究シーズと外部機関とのマッチングを図り、外部の財務資源を積極的に活用している。

（資料10－1－③－4）。これらの活用策を実行することにより，過去5年間において，共同研究，受託研究，及び寄附金では，平均契約件数45件，平均受入金額3千万円以上，科学研究費補助金では，平均採択件数10件，平均受入金額1千6百万円以上の外部資金を獲得している（資料10－1－③－5）。

共同研究取扱規則

○ 民間等との共同研究取扱規則

平成 16 年 4 月 1 日
規則 第 26 号

最終改正平成 22 年 4 月 1 日

民間等との共同研究取扱規則

(趣旨)

第1条 民間等との共同研究の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成15年法律第103号)、独立行政法人国立高等専門学校機構業務方法書及び独立行政法人国立高等専門学校機構共同研究実施規則(平成16年機構規則第46号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(共同研究の申請)

第2条 共同研究を行おうとする者は、共同研究申請書(別記様式第1)を校長あてに提出するものとする。

(共同研究の審査及び決定)

第3条 校長は、前条の申請があった場合は、本校内に設置する研究活動推進委員会の議を経て、決定するものとする。

2 共同研究は、本校以外の者と共同研究を行うことが有益であり、かつ、共同研究を行おうとする者が当該共同研究を行うために十分な技術的能力及び経理的基礎を有する場合に限り行うものとする。

3 校長は、前項の受入を決定したときは、共同研究受入決定書(別記様式第2)により、民間機関等の長に通知するものとする。

(共同研究契約)

第4条 契約担当役は、前条の受入決定に基づき、当該共同研究を行おうとする者と共同研究に関する契約(以下「共同研究契約」という。)を締結するものとする。

2 前項の共同研究契約を締結しようとするときは、共同研究契約書において、次の事項を定めるものとする。

- (1) 共同研究の課題
- (2) 共同研究の内容に関する事項
- (3) 共同研究に従事する研究員(補助者を含む。)に関する事項
- (4) 共同研究を実施する場所及び方法に関する事項
- (5) 共同研究の実施の期間及び解除に関する事項
- (6) 共同研究に要する費用の分担に関する事項
- (7) 共同研究の成果認定に関する事項
- (8) 共同研究の成果が知的財産権の対象となったときのその帰属に関する事項
- (9) 共同研究の成果の取扱いに関する事項
- (10) 守秘義務に関する事項

(11) その他必要な事項

3 契約担当役は、共同研究契約を締結したときは、校長にその旨を通知するものとする。

(共同研究費用と分担)

第5条 共同研究費用は、直接経費、間接経費及び受入研究者指導料（以下「研究指導料」という。）とする。ただし、共同研究の内容が変更されたときは、共同研究費用を増加又は減少することができる。

2 直接経費は、本校及び共同研究実施者が分担し、間接経費及び研究指導料は、共同研究実施者が負担するものとする。

3 間接経費は、直接経費の10%に相当する額を標準とする。ただし、共同研究実施者側の事情により10%に相当する額と異なる額となる場合には、共同研究実施者と校長が合意した額とする。

4 研究指導料の額その他の事項は、別途定める。

5 第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、直接経費のみを受け入れることができる。

(1) 共同研究実施者が国（国以外の団体等で国からの補助金を受け、その再委託により共同研究を実施することが明確なものを含む。以下同じ。）で当該共同研究の制度上、間接経費が措置されていない場合

(2) 共同研究実施者が次のいずれかに該当する場合で、校長がやむを得ないと認める場合

イ 共同研究実施者が地方公共団体又は独立行政法人等であって、財政事情により間接経費が措置できない場合

ロ 共同研究実施者が国以外の場合であっても、従前より直接経費のみを受け入れていた研究課題で継続して受け入れる場合

ハ その他やむを得ない事情により、間接経費を措置できない場合

(3) 競争的資金による研究費のうち、当該研究にかかる間接経費が措置されていない場合

(4) 当該研究に対する社会的要請が強く、その成果が公益の増進に著しく寄与することが期待されるものであると校長が認める場合

(5) 当該研究が本校の教育研究にきわめて有意義であると校長が認める場合

(共同研究費用の納付時期及び方法)

第6条 共同研究実施者は、共同研究契約の締結後、遅滞なく、当該契約に定める本校の研究費用を納付しなければならない。

2 前項の研究費用の納付は、法令等又は契約に定めのある場合を除き、研究等の開始の前とし、納付の方法は、銀行振込によることを原則とする。

3 第1項の規定は、前条第1項ただし書の規定により、研究費用が増加した場合における当該増加費用について準用する。ただし、「共同契約の締結後」とあるのは、「共同研究の内容が変更された後」と読み替えるものとする。

4 本校は、前条第1項ただし書の規定により、研究費用が減少した場合には、当該減少費用を共同研究実施者に返還するものとする。

(研究員の派遣)

第7条 本校が、共同研究を実施するに際し適当と認める場合には、共同研究実施者の同意を得て、研究員を派遣することができる。

(共同研究の中止及び延長の手続)

第8条 校長又は共同研究実施者は、天災地変その他やむを得ない事由があるため、共同研究の遂行が困難となったときは、協議のうえ、当該共同研究を中止することができる。また、共同研究の期間を延長する必要があるときも、同様とする。

(細則)

第9条 この規則に定めるもののほか、共同研究の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(出典 本校ウェブサイト学内専用ページ 共同研究取扱規則)

受託研究取扱規則

○ 受託研究取扱規則

〔 平成 16 年 4 月 1 日
規 則 第 27 号 〕
最終改正平成 22 年 4 月 1 日

受託研究取扱規則

(趣旨)

第 1 条 受託研究の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成 15 年法律第 103 号）、独立行政法人国立高等専門学校機構業務方法書及び独立行政法人国立高等専門学校機構受託研究実施規則（平成 16 年機構規則第 46 号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(受託研究の申請)

第 2 条 受託研究を申し込もうとする者は、受託研究申請書（別記様式第 1）を校長あてに提出するものとする。

(受託研究の審査及び決定)

第 3 条 校長は、前条の申請があった場合は、研究活動推進委員会の議を経て、決定するものとする。

2 受託研究は、本校の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究上支障を生じおそれがないと認められる場合に限り行うものとする。

3 校長は、前項の受入を決定したときは、受託研究受入決定書（別記様式第 2）により、申請者に通知するものとする。

(受託契約)

第 4 条 契約担当役は、前条の受入決定に基づき当該研究を委託する者（以下「委託者」という。）との間で当該研究の受託に関する契約（以下「受託契約」という。）を締結するものとする。

2 前項の受託契約を締結しようとするときは、受託契約書において次の事項を定めるものとする。

- (1) 研究等の課題
- (2) 研究等の内容に関する事項
- (3) 研究等を実施する場所及び方法に関する事項
- (4) 研究等の期間及びその解除に関する事項
- (5) 受託に係る研究等の成果の報告に関する事項
- (6) 受託費の額並びに支払いの時期及び方法に関する事項
- (7) 受託した研究等の成果の取扱方法及びその成果が知的財産権の対象となったときのその帰属に関する事項

(8) 守秘義務に関する事項

(9) その他必要な事項

3 契約担当役は、受託契約を締結したときは、校長にその旨を通知するものとする。

(受託研究等の費用)

第5条 受託研究等の費用（以下「受託研究費用」という。）は、謝金、旅費、研究支援者等の人件費、設備費等の当該研究遂行に直接必要な経費に相当する額（以下「直接経費」という。）、当該研究遂行に関連し直接経費以外に必要な経費（以下「間接経費」という。）及び受託料とし、受託契約において受託研究費用を定めるものとする。ただし、受託研究等の内容が変更されたときは、受託研究費用を増加又は減少することができる。

2 前項の間接経費の額は、直接経費の10％に相当する額を標準とする。ただし、委託者側の事情により10％に相当する額と異なる額となる場合には、委託者と校長が合意した額とする。

3 受託料の額その他必要な事項は、別途定める。

4 第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、直接経費のみを受け入れることができる。

(1) 委託者が国（国以外の団体等で国からの補助金を受け、その再委託により研究を委託することが明確なものを含む。以下同じ。）で、当該受託研究の制度上、間接経費が措置されていない場合

(2) 委託者が次のいずれかに該当する場合で、校長がやむを得ないと認める場合

イ 委託者が地方公共団体又は独立行政法人等であって、財政事情により間接経費が措置できない場合

ロ 委託者が国以外の場合であっても、従前より直接経費のみを受け入れていた研究課題で継続して受け入れる場合

ハ その他やむを得ない事情により、間接経費を措置できない場合

(3) 競争的資金による研究費のうち、当該研究にかかる間接経費が措置されていない場合

(4) 当該研究に対する社会的要請が強く、その成果が公益の増進に著しく寄与することが期待されるものであると校長が認める場合

(5) 当該研究が本校の教育研究に極めて有意義であると校長が認める場合

5 委託者は、受託契約の締結後、遅滞なく、当該契約に定める受託研究費用を納付しなければならない。

6 前項の受託研究費用の納付は、法令等又は契約に定めのある場合を除き、研究等の開始の前とし、納付の方法は、銀行振り込みによることを原則とする。

7 第5項の規定は、第1項ただし書の規程により、受託研究費用が増加した場合における当該増加額について準用する。ただし、受託契約の締結後とあるのは、受託研究等の内容が変更された後と読み替えるものとする。

8 本校は、第1項ただし書の規程により、受託契約費用が減少した場合には、当該減少額を委託者に返還するものとする。

（研究の中止及び延長の手続）

第6条 校長は、本校の業務に支障があるため又は天災その他やむを得ない事由があるため、受託研究の継続が困難となったときは、委託者と協議の上、当該受託研究を中止することができる。また、受託研究の期間を延長する必要があるが生じたときも、同様とする。

（成果の公表等）

第7条 受託研究を担当する職員は、当該研究が完了したときは、校長及び委託者に報告するものとする。

2 受託研究の成果（特許権等に係る場合を除く。）を公表するときは、校長の承認及び委託者の同意を得て行うものとする。

（細則）

第8条 この規定に定めるもののほか、受託研究等に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年2月9日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

資料10－ 1 －③－ 2 続き

別記様式第1（第2条関係）

受 託 研 究 申 請 書

年 月 日

鈴鹿工業高等専門学校長 殿

住所
氏名（名称代表者）

鈴鹿工業高等専門学校受託研究取扱規則に基づき、下記のとおり受託研究を申込み
ます。

- 1 研究題目
- 2 研究の目的及び内容
- 3 研究に要する経費

直接経費

円

間接経費

円

計

円
- 4 研究期間

年 月 日

～

年 月 日
- 5 研究用資材、器具等の提供
- 6 その他

資料10－1－③－2 続き

別記様式第2（第3条関係）

年 月 日

受託研究受入決定通知書

殿

鈴鹿工業高等専門学校長

年 月 日付けで申請のあった下記の受託研究は、審査の結果、受け入れることに決定したので通知します。

記

1 研究題目

2 研究の目的及び内容

3 研究期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4 研究に要する経費	直接経費	円
	間接経費	円
	計	円

5 その他必要な事項

（出典 本校ウェブサイト学内専用ページ 受託研究取扱規則）

寄附取扱規則

○ 寄附取扱規則

〔平成16年4月1日
規則第28号〕

最終改正 平成23年2月7日

寄附取扱規則

(目的)

第1条 本校における寄附の取扱いについては、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「寄附」とは、本校における奨学、教育、研究及び管理運営に係る業務を支援することを目的とする寄附をいう。

(寄附の申込み)

第3条 校長は、寄附の申込みをしようとする者があるときは、寄附申込書（別記様式第1号）を提出させるものとする。

(受入れの審査)

第4条 校長は、寄附を受けるときは、必要に応じて本校内に設置する研究活動推進委員会その他委員会の意見を聴くこととする。

(受入れの決定)

第5条 校長は、第3条に規定する寄附金の申し込みがあり、業務の推進に有意義と認める場合は、当該寄附の受入れを決定するものとする。

2 前項による受入れを決定するときは、第2条の規定による経費等の使途を明らかにしなければならない。

3 校長は、第1項による受入れを決定したときは、第4条の規定による意見を聴取した場合を除き、運営会議等において寄附の受入について報告をするものとする。

(受入れの制限)

第6条 寄附を受け入れようとする場合において、次の各号に掲げる条件が附されているものは、受け入れることができないものとする。

- (1) 寄附により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- (2) 寄附による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を無償で寄附者に譲渡し、又は使用させること。
- (3) 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこと。
- (4) 寄附申込み後、寄附者がその意思により寄附の全部又は一部を取り消すことができること。
- (5) その他校長が特に教育研究上支障があると認める条件。

2 前項に掲げるもののほか、地方公共団体からの寄附については、地方財政再建促進特別措置法（昭和30年法律第195号）第24条第2項の規定に基づき、当該地方公共団体が総務大臣の同意を得た場合には、これを受け入れることができる。

（受入れ通知）

第7条 校長は、寄附の受け入れの決定をしたときは、寄附受入通知書（別記様式第2）により当該寄附者及び出納命令役に通知する。

（受入れ）

第8条 出納命令役は、前条の寄附の受け入れ通知を受領したときは、速やかにこれを受け入れなければならない。

2 出納命令役は、前項により受け入れた寄附が、現金である場合には直ちに徴収する処置をとらなければならない。有価証券である場合には当該有価証券について利子の支払又は償還があつたときは、支払若しくは償還に係る現金を徴収する処置をとらなければならない。

（使途変更等）

第9条 校長は、寄附を受け入れたときは、その示された使途に使用しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、寄附の使途変更等を行うことができる。

- (1) 寄附目的が達せられ、残額が千円未満となったものを他の使途に使用する場合。
- (2) 研究担当者が独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則（機構規則第6号）第14条により、機構の設置する学校へ配置換え等となった場合において、当該寄附の移し換えにつき、当該寄附者及び当該学校長の同意を得たとき。
- (3) 研究担当者が国立大学法人等へ転籍等となった場合において、当該寄附の移し換えにつき、当該寄附者及び当該学校長の同意を得たとき。
- (4) 研究担当者が退職若しくは死亡等した場合であつて、研究担当者を変更して同一の寄附目的のため引き続き使用する場合。

（教職員が寄附金を受入れたときの取扱）

第10条 教職員は、職務上の寄附金を受入れたときは、当該寄附金を速やかに機構に寄附しなければならない。

（寄附金の保管等）

第11条 寄附金は、校長が指定する取引金融機関等に預託しなければならない。この場合において、預託により生じた利子は、本校の収入として受入れるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、預託により生じる利子等をもって寄附の目的を達する寄附金については、当該利子を寄附金の増加に充てることができる。

（雑則）

第12条 校長は、寄附金の取扱いについて、この規則によりがたい特別な理由があると認められる場合には、その取扱いについて別に定めることができる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(第11条第1項に関する経過措置)

- 1 第11条第1項の規定にかかわらず、平成20年4月1日現在において定期預金による預託が満期を迎えていない寄附金については、満期を迎えるまでの間、預託を行っている金融機関等への預託を継続するものとする。
- 2 前項の寄附金については、満期を迎えたときに生じる利子を寄附金の増加に充てるものとする。
- 3 この規則は、平成20年7月7日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年2月7日から施行する。

資料10－1－③－3 続き

別記様式第1（第3条関係）

年 月 日

鈴鹿工業高等専門学校長 殿

（寄附者）

住所

氏名

印

寄 附 申 込 書

このことについて、下記のとおり寄附します。

記

1 寄附金額 円

2 寄附の目的

3 寄附の条件

4 使用内訳

5 使用時期

6 研究担当者等

7 そ の 他

連絡先：

研究担当者が、独立行政法人国立高等専門学校機構から異動した場合は、その異動に伴う寄付金の移動について同意する。（同意いただける場合にはご記入ください。）

資料10－1－③－3 続き

別記様式第2（第7条関係）

年 月 日

様

鈴鹿工業高等専門学校長

〇 〇 〇 〇 印

寄附の受入れについて

拝啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このたびは下記の寄附金のお申込みを頂き厚く御礼申し上げます。寄附金につきましては、その趣旨に沿い有効に使用させていただきます。

今後とも鈴鹿工業高等専門学校の発展のため、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 寄附金額 円

2 寄附の目的

（出典 本校ウェブサイト学内専用ページ 寄附取扱規則）

資料10-1-③-4

平成23年度 文部科学省 イノベーションシステム整備事業
大学等産学官連携自立化促進プログラム【コーディネーター支援型】業務進捗状況調査

実施機関名	コーディネーター氏名	実施機関担当者氏名【所属・氏名】
鈴鹿工業高等専門学校	澄野 久生	総務課地域連携係長 五十棲 等

※申請書類及び事業計画書に基づき記載

実施機関における補助事業期間(3年間)の産学官連携に関する目標

- ① 映画・鳥羽町高等が連携して、教職員の産子官連携への取組み意識の高揚を図り後継CDを育成する。また事業終了後も自らのCDを維持できる財政的基盤と体制を構築する。
- ② これまでの連携の枠組を県内の他の高等教育機関や三重県等に広げ、相互の情報交換を深め協力関係を緊密にして、教育研究機関間に活動するCDの育成などを目指す。
- ③ 映画、鳥羽に立地する企業の産業分野にとわらずに、地域企業との共同教育、企業人材の「フレッシュ」教育、新技術や新製品の開発に資する研究シーズと企業ニーズのマッチングを具体的に進める。

※申請書類及び事業計画書に基づき記載

補助事業期間(3年間)のコーディネーターの活動のミッション

- ① 教職員の産学官連携への取組や意識の増進を図り後継CDの育成を行う。
- ② 産学官連携体制の強化（三重県全域だけではなく三重県外の連携にも開拓する。）
- ③ 市内での産学官連携意識の醸成と外部資金獲得支援の啓蒙を図る。
- ④ 県内企業と両高等との協会の組織化を図る。また自治体・他大学・他高等・他機関との産学官連携の取組みに対応し、支援する。
- ⑤

平成23年度のコーディネーターの活動及び達成目標(※事業計画書の内容に基づき記載)

	活動項目	活動内容	達成成果 (数値もしくは達成すべき状況)	交付
①	後継CDの育成	後継のCDを確保し、育成するための組織の構築を行う。また人材育成を図る。	後継CDの人選方法を明確化し、CD候補について教職員の間で合意を得る。2、3人のタスクフォースチームをつくり、人材育成を図る。年度目標達成報告書にシステムの設置と運用。	20
②	産学連携強化	地域の企業と連絡する機会を増やし、ネットワークづくりや専攻科の推進を図る。	地域との交流を更に密にするため、地域イベントへの積極的参加（M級、リーディング産業展、わくわくフェス） イノベーションラボへの特出。 三浦県・札幌・新潟両県と協定締結。 東北地方広域のイベント共同開催。 技術発表会に参加。	20
③	外部資金獲得	市内のシーズ発案、企業ニーズなどの情報収集、企業とのマッチングを図って、新たな共同研究、実用化研究を進捗させる。技術相談を金庫機関等を通じて実施する。	企業からの技術相談件数：60件。 市内シーズ策の紹介と紹介：60件。 大規模な公開記念事業：1件。 外資系投資への説明会を実施する。	20
④	協力関係強化	市内各団体の協力を図るとともに、企業との関係を強化し、教育活動の発展を目指していく。特に内閣府主催の「未来ビジョン」において、市内各団体の協力を図るとともに、企業との関係を強化し、教育活動の発展を目指す。	提携・利用と共同の企画を実施し、市内11本社がある企業で中堅の企業社会力向上プロジェクトを目的とし、創業支援、新商品開発、共同開発の促進を図り、関係企業の経営者として作る。これらのリストから、関係企業へ協力関係を強化して活用する。	20
⑤	知財認識の高揚と教員研究の活性化	教員の研習活動推進委員会の構成員として、教職員と学生対象の知財認知講座を開催するとともに、専攻科連携に向けた教員研究のデータベースを構築する。	教職員および学生の知財認識の高揚を引き続き図るために、関係者の知財講演会の実施、パネルディスカッションの支援を行う。	20

※上半期終了後（9月末）に記入

第2章	上野の野馬渡	上野の野馬渡
第3章	下野の野馬渡	下野の野馬渡
第4章	上野の野馬渡	上野の野馬渡
第5章	下野の野馬渡	下野の野馬渡
第6章	上野の野馬渡	上野の野馬渡
第7章	下野の野馬渡	下野の野馬渡
第8章	上野の野馬渡	上野の野馬渡
第9章	下野の野馬渡	下野の野馬渡
第10章	上野の野馬渡	上野の野馬渡
第11章	下野の野馬渡	下野の野馬渡
第12章	上野の野馬渡	上野の野馬渡
第13章	下野の野馬渡	下野の野馬渡
第14章	上野の野馬渡	上野の野馬渡
第15章	下野の野馬渡	下野の野馬渡
第16章	上野の野馬渡	上野の野馬渡
第17章	下野の野馬渡	下野の野馬渡
第18章	上野の野馬渡	上野の野馬渡
第19章	下野の野馬渡	下野の野馬渡
第20章	上野の野馬渡	上野の野馬渡
第21章	下野の野馬渡	下野の野馬渡
第22章	上野の野馬渡	上野の野馬渡
第23章	下野の野馬渡	下野の野馬渡
第24章	上野の野馬渡	上野の野馬渡
第25章	下野の野馬渡	下野の野馬渡
第26章	上野の野馬渡	上野の野馬渡
第27章	下野の野馬渡	下野の野馬渡
第28章	上野の野馬渡	上野の野馬渡
第29章	下野の野馬渡	下野の野馬渡
第30章	上野の野馬渡	上野の野馬渡
第31章	下野の野馬渡	下野の野馬渡

※年度末に記入

[illegible]

※各項目につき達成度を記入

支援要否の達成基準	達成度
活動目標が完全に達成できた	100%
活動目標がほぼ達成できた	90%
目標がある程度達成できた	75%
目標が若干達成できた	60%
ほとんど達成できていない	45%
全く達成できていない	30%

(出典 総務課資料)

資料10－1－③－5

過去5年間の外部資金獲得状況

外部資金導入状況

年 度	共同研究		受託研究		寄附金		計	
	件 数	受入金額	件 数	受入金額	件 数	受入金額	件数	受入金額
平成19年度	10	4,425,000	2	1,500,000	30	21,199,269	42	27,124,269
平成20年度	16	4,857,000	4	6,970,000	18	14,600,000	38	26,427,000
平成21年度	23	6,120,000	9	15,712,874	21	17,270,000	53	39,102,874
平成22年度	25	5,421,500	6	6,157,500	17	20,790,000	48	32,369,000
平成23年度	23	6,930,000	4	5,927,675	17	16,350,000	44	29,207,675
平 均	19.4	5,550,700	5.0	7,253,610	20.6	18,041,854	45.0	30,846,164

(単位：円)

科学研究費採択状況

年 度	基盤研究(B)		基盤研究(C)		若手研究(B)		萌芽研究		計	
	件 数	受入金額	件 数	受入金額	件 数	受入金額	件 数	受入金額	件 数	受入金額
平成19年度			3	5,070,000	5	4,000,000	1	500,000	10	7,200,000
平成20年度			6	10,400,000	4	9,230,000			9	9,570,000
平成21年度	1	7670000	6	9,230,000	6	13,130,000			10	19,630,000
平成22年度	1	5,980,000	5	4,160,000	8	10,790,000			13	30,030,000
平成23年度	1	4,290,000	5	8,710,000	4	3,380,000			10	16,380,000
平 均	0.6	3,588,000	5.0	7,514,000	5.4	8,106,000	0.2	100,000	10.4	16,562,000

(単位：円)

(出典 総務課資料)

(分析結果とその根拠理由)

学校の目的を達成するために、外部の財務資源の活用策として共同研究、受託研究、及び寄付の規則を策定し、それを実行することによって具体的な成果が得られている。

観点10－2－①： 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

(観点に係る状況)

本校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、中期目標の第Ⅳ項において財務内容の改善に関する事項（資料10－2－①－1）、及び中期計画の第Ⅲ項において予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画、及び資金計画（資料10－2－①－2）を定めている。この中期目標、及び中期計画を達成するために、予算委員会において当該年度の予算配分方針案と予算配分計画案とを策定し、運営会議の承認を経て予算配分方針と予算配分計画とを決定している（資料10－2－①－3、4）。策定された予算配分方針ならびに予算配分計画を教職員会議において報告するとともに、関係資料を全教職員に明示している（資料10－2－①－5～7）。また、これらの予算配分方針、及び予算配分計画の決定プロセスに関わる各委員会での議事要旨は学内共有フォルダに保存されており、教職員は学内に設置されている教職員専用のネットワーク端末からこれらの議事要旨を常時閲覧することができる。

資料10-2-①-1

鈴鹿工業高等専門学校における中期目標

Ⅳ 財務内容の改善に関する事項

1 自己収入の増加

教員の研究活動や産学連携活動等を活性化させることにより、科学研究費補助金、科学技術振興助成金等の外部研究資金の獲得に積極的に取り組み、その他の自己収入の増加を図る。

2 固定的経費の節減

管理業務の合理化に努めるとともに、本校の財務運営を適切に行い、教職員の意識改革を図って、固経費の節減に努める。

(出典 本校ウェブサイト学内専用ページ 鈴鹿工業高等専門学校における中期目標 抜粋)

資料10-2-①-2

鈴鹿工業高等専門学校における中期計画

Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現

- (1) 教員の研究活動や産学連携活動等を活性化させることにより、科学研究費補助金、科学技術振興助成金等外部研究資金の獲得に積極的に取り組むと共に、その他の自己収入についても増加を図る。
- (2) 企業との共同研究等を推進し、助成金申請件数の増大を図る。
- (3) 運営費交付金である人件費、物件費等の効率的な執行を行うとともに、適切な財務管理を行う。

2 予算

- (1) 校長裁量経費を活用して、予算の戦略的重点配分を行う。
- (2) 教職員の意識改革を図り、事務費、光熱水料費等固定的経費を節減に努める。
- (3) 経費の節減等で発生した余剰金については、次年度の教育研究活動、学生支援並びに公開講座・産学官連携の推進等の充実に充てる。

(出典 本校ウェブサイト学内専用ページ 鈴鹿工業高等専門学校における中期計画 抜粋)

平成23年度予算委員会議事要旨

平成23年度第1回予算委員会 議事要旨

1. 日 時 平成23年5月19日(木) 17時00分～18時20分

2. 場 所 第2会議室

3. 出席者

高橋校長(委員長)、桑原教務主事(副校長)、西岡学生主事(校長補佐)、井上寮務主事(校長補佐)、埤研究主事(校長補佐)・共同研究推進センター長(併任)、江崎渉外担当主事(校長補佐)、近藤(一)図書館主事(図書館長)、井瀬専攻科長(校長補佐)、奥教養教育科長、佐脇機械工学科長、近藤(一)電気電子工学科長、伊藤(明)電子情報工学科長、生貝生物応用化学科長、兼松材料工学科長、末次実習センター長、川口情報処理センター長、宇和川事務部長(教育研究支援センター長併任)

【陪 席】

柴川総務課長、藤田総務課長補佐(経理係長併任)、岩佐総務課主任

4. 議 事

1) 平成23年度当初予算配分計画(案)について

総務課長から、今年度は東日本大震災の関係で機構本部から予算の通知が遅れた旨の報告があった。

続いて、平成23年度当初予算配分の基本方針及び平成23年度当初予算配分計画(案)について、資料に基づき総務課長より説明があり、原案どおり承認された。

その他、予算の節約及び計画的な執行等について、意見交換が行われた。

以上

(出典 本校ウェブサイト学内専用ページ 平成23年度予算委員会議事要旨)

平成23年度運営会議議事要旨

平成23年度 第3回 運営会議議事要旨

日 時 平成23年6月6日（月）14時00分～17時10分

場 所 校 長 室

出席者 高橋校長、桑原副校長（教務主事）、西岡校長補佐（学生主事）、井上校長補佐（寮務主事）、埤校長補佐（研究主事）、近藤（一）図書館長（図書館主事）、江崎校長補佐（渉外担当主事）、井瀬校長補佐（専攻科長）、宇和川事務部長、柴川総務課長、坂口学生課長

◎議事要旨の確認

平成23年5月9日（月）開催の平成23年度第2回運営会議、平成23年5月18日（水）開催の平成23年度第2回教職員会議の議事要旨を確認した。

◎議 事

【審議事項】

1. 平成23年度予算について

総務課長から、平成23年度当初予算配分の基本方針（案）及び当初予算配分計画（案）について、資料1に基づき説明があり、審議の結果原案どおり了承された。

- ・資料1-1 「平成23年度当初予算配分の基本方針（案）」
- ・資料1-2 「平成23年度当初予算配分計画（案）」

（出典 本校ウェブサイト学内専用ページ 平成23年度運営会議議事要旨 抜粋）

平成23年度当初予算配分の基本方針

平成23年度当初予算配分の基本方針

平成23年度における運営費交付金の機構本部当初配分示達額は、前年度に引き続き前倒し配分となっている。3月11日に発生した東日本大震災により被災した高専の復旧・復興のための財源を確保するため、経常的な教育・研究活動に必要な経費を最大限確保し、追加配分については、災害復旧支援経費として相当額を留保されている。平成22年度と比較して特別事業に必要な経費については△1%及び一般管理費については△3%の効率化を図る内容で、予算情勢は依然厳しい状況である。

本校の当初予算配分については、更なる管理的経費等の節約に努める必要があるが、基盤的経費の節約は限界に達しており、これ以上削減できないのが現状である。しかしながら、学生の教育に対する活動の推進にかかる経費については原則効率化を行わないこととする。

以上のことを踏まえ、下記の配分計画を基本方針とし、予算配分を行うこととする。

1. 配分計画

(1) 教育研究費

① 教育研究実施経費として配分する額は、学生分については平成22年度と同基準とする。教員研究分については、平成22年度と同額を配分する。

教育研究支援室経費については、昨年度実績を精査、勘案のうえ配分する。

② 教育研究実施経費以外の経費については、効率化係数（1%）を考慮し、前年度実績額又は機構本部示達額により配分する。

③ 校長裁量経費（教育研究費・学科等要望事項・特別事項）を計上する。

(2) 教育研究支援経費

① 前年度実績額又は機構本部示達額により配分する。

② 校長裁量経費（特別事項）を計上する。

(3) 一般管理費

① 効率化係数（3%）を考慮し、前年度実績額又は機構本部示達額により配分する。

② 校長裁量経費（特別事項）を計上する。

③ 安全対策経費を充実する。

資料10-2-①-5 続き

(4) 共通事項

① 光熱水料、通信費、施設維持管理費等の学校運営に共通的に係る経費については、前年度実績額及び建物面積等を考慮し、(教育研究費(80%)、教育研究支援経費(10%)一般管理費(10%))の配分とする。

2. その他

① 教育研究費の校長裁量経費の特別事項として補助金等本校負担分経費、CO₂対策経費及び構内の環境整備費等を計上する。

② 全国高専フォーラムの旅費として教員共通旅費に計上する。

(出典 本校ウェブサイト学内専用ページ 教職員会議資料)

資料10-2-①-6

平成23年度当初予算配分計画

平成23年度当初予算配分計画 資料1-2

配分事項(予算科目)	当初配分額		比較増△減額	備 考
	平成22年度 千円	平成23年度 千円	千円	
1. 物産費				
1. 教育研究費				
① 教育研究実施経費				別紙1.2
② 教員等旅費				効率化係数3%(全国高専フォーラム旅費を計上)
③ 入学試験支援経費				
④ 学校行事費				
入学式・卒業式経費				
公開講座等実施経費				
⑤ 保健管理費				
⑥ 光熱水料				
電気料				
水道料				
ガス料				実績考慮(ガスエアコン増加のため)
暖房費				
⑦ 自動車等経費				
⑧ 通信費				
⑨ 印刷製本費				
紀要発行費				
広報発行費				
⑩ 教育研究設備維持運営費				別紙3
⑪ 教育専施設基礎経費				
維持管理経費(施設管理費)				校舎等清掃費等)施設管理費(防災設備等)から振替)
業務委託費及び保守等経費				
生活排水処理施設				
施設健全度調査経費				
寄附金費				
特別室棟				
緊急室棟				
⑫ 高度情報教育推進経費				
⑬ 附属施設等運営経費				
情報処理センター運営費				
実習センター運営費				
共同研究推進センター運営費				
専攻科運営費				
体育施設維持費				
⑭ 海外先進教育研究施設支援経費				在外研究員旅費なし
⑮ 内地研究員経費				
⑯ JABET-認証評価経費				
⑰ 特許出願経費				
⑱ 国際交流経費				
⑲ 留学連携経費				
⑳ 体育大会経費				
(21) 校長裁量経費				
教育研究費				競争的資金・校長裁量分
学料等運営事項				学料等運営・高専教育設備充実費
特別事項				CO ₂ 対策費・補助金等本校負担分・構内環境整備費等計上
2. 教育研究支援経費				
① 学生支援経費				
厚生補助施設運営費				
学生教育・支援費				
留学生経費				
各科認定図書費				
② 自動車等経費				効率化係数3%

平成23年度当初予算配分計画 資料1-2

配分事項(予算科目)	当初配分額		比較増△減額	備 考
	平成22年度 千円	平成23年度 千円	千円	
③ 通信費				
④ 光熱水料				
電気料				
水道料				
ガス料				実績考慮(ガスエアコン増加のため)
暖房費				
⑤ 教育専施設基礎経費				
業務委託費及び保守等経費				
生活排水処理施設				効率化係数3%
施設健全度調査経費				
特別室棟				
緊急室棟				
⑥ 附属施設等運営経費				
図書経費				
⑦ 校長裁量経費				
特別事項				
⑧ 一般管理費				
⑨ 教員等生費				効率化係数3%
⑩ 自動車等経費				効率化係数3%
⑪ 通信費				効率化係数3%
⑫ 印刷製本費(校報発行費)				
⑬ 一般事務費				
事務運営経費				効率化係数3%
事務機械化経費				実績考慮
会議費				効率化係数5%
交際費				効率化係数5%
⑭ 光熱水料				
電気料				
水道料				
ガス料				実績考慮(ガスエアコン増加のため)
暖房費				
⑮ 教育専施設基礎経費				
維持管理経費(施設管理費)				校舎等清掃費等)施設管理費(防災設備等)から振替)
業務委託費及び保守等経費				
生活排水処理施設				効率化係数3%
施設健全度調査経費				
特別室棟				
緊急室棟				
⑯ 管理運営経費				効率化係数5%
⑰ 安全対策経費				防災備蓄品含む
⑱ 校長裁量経費				
特別事項				共通的事業経費を含む
⑲ 人件費等				本校教員人件費のみの比較
計				

(出典 本校ウェブサイト学内専用ページ 教職員会議資料)

平成23年度教職員会議議事要旨

平成23年度 第3回 教職員会議議事要旨

日 時 平成23年6月15日（水）15時00分～16時30分

場 所 第1会議室

出席者 教職員会議構成員

欠席者 田村、佐脇、川本、大貫、柴垣各教員
澄野コーディネーター、山下茂、鈴木、石原、谷川各職員

【事項】

1. 平成23年度予算について

総務課長から、平成23年度当初予算配分の基本方針及び当初予算配分計画について、資料1（配付資料）に基づき説明があった。

- ・資料1-1「平成23年度当初予算配分の基本方針」
- ・資料1-2「平成23年度当初予算配分計画」

（出典 本校ウェブサイト学内専用ページ 教職員会議議事要旨 抜粋）

（分析結果とその根拠理由）

予算委員会、及び運営会議において、中期目標、及び中期計画に基づいた予算配分方針、及び予算配分計画の厳正な審議を行っており、全教職員に対して予算配分方針、及び予算配分計画を周知した上で予算を執行している。このように、学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されている。

観点10-2-②： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

（観点に係る状況）

本校での支出については、機構本部が一括管理している財務会計システムにおいて毎月締め作業を行い、経常費用が経常収益を上回ることが無いよう、厳正な管理に務めている。過去5年間の収支の状況において、経常費用は常に経常収益を下回っており、過大な支出超過は無い（資料10-2-②）

－ 1) 。

資料10－ 2 －②－ 1

過去 5 年間の損益計算書

(単位：円)

項 目	平成 1 9 年度	平成 2 0 年度	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度
経常費用	1, 664, 232, 536	1, 531, 346, 697	1, 785, 940, 580	1, 602, 912, 247	419, 763, 885
経常収益	1, 674, 979, 623	1, 533, 564, 856	1, 814, 553, 722	1, 609, 592, 654	425, 362, 370
経常利益	10, 747, 087	2, 218, 159	28, 613, 142	6, 680, 407	5, 598, 485
臨時損失	-576, 045	-1, 366, 238	-24, 157, 651	-4, 205	-328, 231
臨時利益	2	1, 366, 238	648, 345	348, 523	1
当期純利益 (純損失)	10, 171, 044	2, 218, 159	5, 103, 836	7, 024, 725	5, 270, 255

(出典 総務課資料)

(分析結果とその根拠理由)

機構本部が一括管理している財務会計システムを用いて収支の厳正な管理を行っており、経常収益が経常費用を常に上回っていることから、収支の状況における過大な支出超過はない。

観点10－ 2 －③： 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対し、適切な資源配分がなされているか。

(観点到に係る状況)

老朽化設備の更新や先端設備の導入を戦略的かつ効果的に推進するため、学科毎に必要とする設備の更新・導入計画を策定し、それに基づいて学校全体の設備整備年次計画表・評価設備一覧表を策定している（資料10－ 2 －③－ 1， 2）。この年次計画表を本校の設備整備マスタープランとして機構本部に申請し、教育研究活動に必要な施設・設備の拡充を図っている。

観点10－ 2 －①項で示す経常的な収入に基づいた教育・研究経費の予算配分では、校長裁量経費を設定しており、「教育研究費」、「学科等要望事項」及び「特別事項」に区分して教育研究活動の活性化を図っている（資料10－ 2 －①－ 5， 6）。この中で、教育研究費についてはプロジェクト研究、個人研究、及び各科推薦の研究テーマの3分野に分類した競争的資金として区分し、提出された校長裁量経費申請書に基づいた書類審査（一次審査）、及び学外の有識者を招いた公開ヒアリング審査（二次審査）を実施し、分野毎の採択規準に従って採択された研究課題に対する配分額等を策定している（資料10－ 2 －③－ 3）。

観点10-2-③-1

設備整備マスタープラン導入希望設備記入票

平成23年度設備整備マスタープラン導入希望設備記入票(更新設備)

更新①	高専番号	25	学校名	鈴鹿工業高等専門学校
			キャンパス名	

※記入要領を参照のうえ、可能な限り詳細かつ具体的に記入してください。(単位:千円)

要求順位	1	設備区分	更新設備(2)	取得方法	購入	所要見込額	3,255
設備名	材料精密切断・切削加工システム						
使用目的および必要理由	各種材料の性質を劣化させることなく、寸法精度も極めて高く切断・切削するために用いられる、材料の分野で最も多用される切断・切削加工装置である。材料工学科の授業、卒業研究で使用されており、また材料工学科のみならず電気電子工学科・生物応用化学科の学生・教職員にも広く利用され、教育研究に欠かせない工作機械の一つである。2台を併用していたが、ともに導入後18年が経過しており、自動送り制御のある高機能な装置の方が昨年故障してしまった。もう1台は手動操作しかできない簡易装置で適用材料も限られており、試料固定治具がぐら						
年間利用者数(実績)	1,885	人(延べ)	稼働時間(実績)	1,320	時間		
(内訳)	ものづくり実習150人、材料工学実験600人、卒業研究450人、特別研究150人、他学科・教員研究・共同研究等535人		(内訳)	ものづくり実習45h、材料工学実験375h、卒業研究400h、特別研究200h、他学科・教員・共同研究等300h			
利用形態①(利用学科)	本校の実習センターに設置。主に材料工学科の実験・研究で使用されているが、他学科の卒業研究および専攻科特別研究等でも使用されている実績があり、全学共通の装置である。						
利用形態②(利用科目)	必須科目	ものづくり実習、(2年)、材料工学実験(3年、4年、5年)、卒業研究(5年)、専攻科特別研究					
	選択科目	該当なし					
導入の効果	①教育上の効果 ※教育上設備を利用することの必要性など、具体的に明記してください	材料の切断という、一見してどこにでもあるような装置と思われがちであるが、材質によって刃物の回転数や送り速度を制御して、各種材料の性質を劣化させることなく、精度よく切断することができる高度な装置である。実験のメインは材料にスポットを当てているが、その周辺技術として精密切断するための技術も学ぶことができ、本装置の教育上の効果は大変大きい。					
	②研究上の効果	新素材の研究開発を行う上で、試験片の性質を劣化させることなく、高い寸法精度で切断することは、極めて重要である。切断時に熱的・機械的変化を与えてしまつては、間違つた材料評価をしてしまうことになる。そのため、材料の性質を劣化させることなく精密切断する本装置を用いることが、研究を進める上できわめて重要な位置づけとなる。					
	③地域貢献等への効果	機械的な汎用切断機なら、機械加工に関する会社ではたいいてい保有している。しかしながらそれらの装置と比較して本装置は割高であるため、地域の企業では保有していない場合が多い。操作は比較的簡単であるため、共同研究等でも利用でき、産学推進のためにも効果的な装置である。					
	④費用対効果	材料工学科で行われている実験実習において使用頻度が高く、学生は必ず使用する装置であり、教育的観点からも非常に利用価値が高い。また、材料工学科の学生・教職員のみならず、他学科の学生・教職員も多く使用し、企業相談および研究による外部資金導入につながるため、高い費用対効果が得られることは明白である。					
	⑤高専機構の中期目標・中期計画との関連性	高専機構第2期目標・中期計画Ⅱ(6)教育環境の整備・活用にうたわれる、技術の進展に対応できる実験設備の更新にマッチングし、材料関連の学生に装置制御的な知識と技術を植えつけられるとともに、地域連携による外部資金獲得につながり、教育推進・産学推進等全ての面で中期目標を加速的に推進させることができる。					
導入希望年度 耐用年数 経年数	希望年度	平成 23 年	耐用年数	7 年	経過年数	19 年	
導入希望年度における理由	平成4年の装置導入後、何度も修理を繰り返しながら使用してきたが、昨年には高機能な装置の方が故障し、修理用部品が手に入らないなど、修復不能の状態である。もう一台も同時期に導入した装置であるため、故障・修理不能になるのが目に見えている状態である。特に学生実験において多用している必須の装置であり、実験カリキュラムを変更しなければならないような深刻な問題に発展する前に、平成23年度での導入を希望する。						
現有設備の状況	平成22年度に高機能な装置の方の、主軸の回転系が故障した。その他にもゴム部品の劣化、錆つきによる可動部の固着化など、修理不能状態である。かろうじて動いている、簡易装置の方も劣化が激しく、安全性の点でも問題がある。これまでの修理後の再故障状況から考えても、早急に装置を更新しなければ問題は解決できない。						

(出典 総務課資料)

観点10－2－③－2

施設整備年次計画表・評価設備一覧表

平成23年度設備整備年次計画表・評価設備一覧表

(単位:千円)

高専 番号	高専名	担当教員	設備	設備区分	設備名	取得方法	第2期中期目標期間				平成26年度 以降	合 計
							平成23年度	平成24年度	平成25年度	小計		
25	鈴鹿	M 藤松	更新	実験設備(2)	ドラフター設備(ドラフター、製図台、製図板)	購入						
25	鈴鹿	M 白井	更新	実験設備(3)	超高速レーザー加工システム	購入						
25	鈴鹿	E 大津	更新	実験設備(2)	高周波スペクトラム解析装置	購入						
25	鈴鹿	E 大津	更新	実験設備(3)	電力計実装装置	購入						
25	鈴鹿	E 大津	更新	実験設備(2)	高周波波形解析装置	購入						
25	鈴鹿	E 柴垣	更新	実験設備(2)	高速分光計測システム一式	購入						
25	鈴鹿	I 伊藤明	更新	実験設備(3)	知能ロボット制御実験システム	購入						
25	鈴鹿	I 田添	更新	実験設備(2)	学生実験室のPCの更新	購入						
25	鈴鹿	I 平野	更新	実験設備(2)	教育用マイコン学習システム	購入						
25	鈴鹿	C 淀谷	更新	実験設備(1)	FT-NMR装置400MHz超伝導マグネット	購入						
25	鈴鹿	C 山口	更新	実験設備(2)	高速大容量冷却連機	購入						
25	鈴鹿	C 山口	更新	実験設備(2)	DNAシーケンサージェネティックアナライザシーケ	購入						
25	鈴鹿	S 下古谷	更新	実験設備(1)	ビデオマイクロスコープシステム	購入						
25	鈴鹿	S 万谷	更新	実験設備(2)	材料精密切断・切削加工システム	購入						
25	鈴鹿	S 南部	更新	実験設備(2)	紫外X線分析装置	購入						
25	鈴鹿	実習センター	更新	実験設備(2)	汎用立形フライス(3台)	購入						
25	鈴鹿	実習センター	更新	実験設備(2)	小型汎用旋盤(4台)	購入						
25	鈴鹿	共同研究センター	更新	実験設備(2)	デジタルマイクロスコープシステム	購入						
			更新									
			更新									
25	鈴鹿	M 白木原	新規	実験設備(2)	高多機能産業型プローブ顕微鏡システム	購入						
25	鈴鹿	E 西村	新規	実験設備(2)	振動試験型磁力計一式	購入						
25	鈴鹿	I 荒浦	新規	実験設備(2)	高速3次元造型システム	購入						
25	鈴鹿	C 山本	新規	実験設備(1)	高速液体クロマトグラフ一式	購入						
25	鈴鹿	実習センター	新規	実験設備(2)	コンピュータ制御式高精度三次元測定器	購入						
合 計												

※ 設備整備マスタープランに基づき設備 : 平成23年度採択
※ 部分については今後の機構戦略経費の予算状況に応じ、調達スケジュール等を考慮しつつ段階的な追加予算配分を行う可能性がある

(出典 総務課資料)

観点10－2－③－3

平成23年度校長裁量経費の採択結果

区分	採択の構成員	採択基準	申請件数	申請金額	採択件数		採択金額	
					一次分	二次分	一次分	二次分
1. プロジェクト研究	校長、教務主事、研究主事 樺三重TL0 円城寺 英夫	① 外部有識者による採点結果の尊重 ② 学科横断型のプロジェクト研究 ③ 若手研究者中心のプロジェクト研究 ④ 産官学連携型のプロジェクト研究 ⑤ 教育改善に資するプロジェクト研究	7		2	—		—
2. 個人研究	校長、教務主事、研究主事 樺三重TL0 円城寺 英夫	① 原則、若手研究者(准教授以下)の研究 ② 発展性が期待できると判断される研究 ③ 教授が行う研究で、継続案件、地域貢献等、特別な事由があるもの	20		13	—		—
3. 各科推薦	校長、教務主事、研究主事	① 発展性が期待できると判断される研究 ② 継続案件、地域貢献等、特別な事由があるもの	6		2	—		—
小 計			33		17	—		—
4. 学科要望、特別事項	校長、教務主事	① 教育・研究上において、緊急性、必要性を要する事項 ② 法律上、措置が必要な事項 ③ 管理運営上、早急に対応が必要な事項	16		15	—		—
合 計			49		15	0		0千円

(出典 総務課資料)

(分析結果とその根拠理由)

設備整備マスタープランを作成し、資源配分が計画的に実施されている。またプロジェクト研究、個人研究、及び各科推薦の研究テーマに対して規準を定め、厳正なる審査に基づいて校長裁量経費が配分されており、適切な資源配分がなされている。

観点10－3－①： 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

（観点に係る状況）

独立行政法人通則法第38条の規定に基づき、当該事業年度終了後三月以内に財務諸表を主務大臣に提出している。また、一般の閲覧が可能なように、毎年度作成する本校の広報誌であるポケットガイドに前年度の収支状況を掲載し、配布している（資料10－3－①－1）。さらに、デジタルデータ化したポケットガイドの電子ファイルを本校ウェブサイトに掲載し、学外から自由に収支状況を閲覧できるシステムを構築している（資料10－3－①－2）。

本校ウェブサイト



独立行政法人 国立高等専門学校機構

鈴鹿工業高等専門学校

SUZUKA NATIONAL COLLEGE OF TECHNOLOGY

English
Chinese

[トップ](#)
[入試情報](#)
[公開講座・大会](#)
[教育・研究](#)
[施設・設備](#)
[学生生活](#)
[組織・統計](#)
[記録・広報誌](#)
[点検・評価・情報公開](#)
[アクセス](#)

[リンク](#)
[台風・地震等の対応](#)

受験生の皆様へ

受験生のみなさまへ

高専のメリット

入学試験情報

入試説明会等

学科紹介

企業の皆様へ

産学官連携

研究者データベース

就職・求人

地域の皆様へ

公開講座・大会

地域連携事業

情報公開制度について

保護者の皆様へ

学生行事

寮生活

授業料等免除

奨学制度

卒業生の皆様へ

SHTN

同窓会

各種証明書申請

検索

キーワード

● 鈴鹿高専サイト

● ウェブ全体

検索

powered by Google™

記録・広報誌

本校の活動

写真・報道

- ▶ フォト広報
- ▶ 新聞などの報道

大会記録

- ▶ 鈴鹿高専杯争奪中学校柔剣道大会
- ▶ 鈴鹿工業高等専門学校中学生英語暗誦&スピーチコンテスト
- ▶ 第4回鈴鹿高専ワンチップコンピュータコンテスト

広報誌

平成23年度

- ▶ 入学案内リーフレット (PDF 3.8MB)
- ▶ ポケットガイド (PDF 2.4kB)

平成22年度

- ▶ 行事こよみ (PDF 4.7MB)
- ▶ 入学案内リーフレット (PDF 2.7MB)
- ▶ ポケットガイド (PDF 554kB)

平成21年度

- ▶ 行事こよみ (PDF 2.9MB)
- ▶ ポケットガイド (PDF 2MB)
- ▶ 入学案内リーフレット (PDF 6.6MB)

平成20年度

- ▶ 行事こよみ (PDF 579KB)
- ▶ ポケットガイド (PDF 1.9MB)
- ▶ 入学案内リーフレット (PDF 1.9MB)
- ▶ 情報処理センター広報

平成19年度

- ▶ ポケットガイド (PDF 3.7MB)
- ▶ 行事こよみ (PDF 1.1MB)
- ▶ 入学案内リーフレット (PDF 2.5MB)
- ▶ 情報処理センター広報

(出典 本校ウェブサイト 記録・広報誌)

(分析結果とその根拠理由)

独立行政法人通則法に基づいて、学校を設置する法人の財務諸表等が提出されているとともに、独自に作成した広報誌や本校ウェブサイトを通じて適切な形で公表されている。

観点10－3－②： 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

（観点に係る状況）

内部監査規則を策定し、規則に基づいて定期物品検査、及び毒劇物における管理監査を毎年度実施している（資料10－3－②－1～3）。一方、高等専門学校間の相互監査を毎年度実施するとともに、監査法人ならびに機構本部による外部監査を不定期に実施しており、財務に対して適正な会計監査等を実施している（資料10－3－②－4～6）。

内部監査規則

○ 内部監査規則

〔平成16年4月1日〕
規則第55号
最終改正平成19年3月5日

内部監査規則

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則（平成16年高専機構規則規則第34号）第45条の規定に基づき、鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）における内部監査を行うための必要な事項を定め、会計経理について事務の適正を期し、もって会計事務執行上の改善向上を図ることを目的とする。

(内部監査員)

第2条 内部監査に従事する職員（以下「監査員」という。）は、本校の事務職員のうちから校長がこれを命ずる。

(内部監査)

第3条 内部監査は、毎会計年度1回行わなければならない。ただし、担当職員の交替その他必要があると認めるときは臨時に行うことができる。

(監査の通知)

第4条 内部監査を行う場合は、監査の日時、監査員の氏名等を、あらかじめ通知するものとする。

(監査事項)

第5条 監査員は、次の各号に掲げる事項について、実地に監査しなければならない。

- (1) 会計経理に関する各法令及び国立高等専門学校機構の諸規則の実施状況
- (2) 事業計画、予算及び資金計画の執行状況
- (3) 金銭等の出納保管状況
- (4) 資金の需給及び管理の状況
- (5) 資産の取得、管理及び処分の状況
- (6) 決算報告書及び財務諸表の適否
- (7) 帳簿及び証拠書類の適否
- (8) 契約に関する事項
- (9) 旅費に関する事項
- (10) 外部資金に関する事項
- (11) その他校長が必要と認める事項

(監査の報告等)

第6条 監査員は、内部監査上重大な事項を発見したときは、直ちに総務課長に報告しなければならない。ただし軽微な事項で明確なものについては、その場において担当職員に注意若しくは指導することができる。

2 監査員は、帳簿、書類又は現場につき監査し、必要があるときは、担当職員に説明を

(出典 本校ウェブサイト学内専用ページ 内部監査規則)

[illegible]

– 763 –

資料10－3－②－3

平成23年度内部監査報告（毒劇物検査）

平成24年2月14日

各 位

総 務 課 長

平成23年度毒劇物における管理検査の実施について

先日はお忙しい中を、毒劇物管理検査にご協力いただきましてありがとうございました。
標記の結果について、以下のとおり報告します。今後も適正に管理していただきますようよろしく
お願いいたします。

検査日：平成24年2月6日（月）～2月8日（水）

改善を要する事項及び指摘事項

検査事項に基づき検査した結果、概ね適正であったが、一部の教員は以下のとおり
不適正であった。

- | | | |
|-----|----------------------------|----|
| 1－2 | 毒劇物薬品と一般薬品との区別収納がなされていない | 3件 |
| 1－3 | 転倒防止、転落防止措置がなされていない | 1件 |
| 4－1 | 毒劇物受払簿を供えていない | 1件 |
| 4－2 | 毒劇物受払簿の残量等が適切に記入されていない | 2件 |
| 4－3 | 払い出しされた毒劇物の適正使用の確認が行われていない | 1件 |

(出典 総務課資料)

資料10－3－②－4

過去5年間の監査実施状況

監査方法	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
監査法人		太陽A S G 有限責任監査法人			
機構監事監査		機構本部			
高专相互監査	豊田・富山・福井	豊田・鳥羽・沼津	鳥羽商船	沼津高专	豊田高专

(出典 総務課資料)

資料10-3-②-5

過去5年間の高専相互会計内部監査報告書

事務部長	総務課長	課長補佐	担当係長	係 員
				



豊専会第 93 号
平成20年 3 月 5 日

鈴鹿工業高等専門学校
事務部長 殿

豊田工業高等専門学校
事務部長 松本 勤



平成19年度東海・北陸地区国立高専相互間会計監査の結果について（報告）

平成20年2月27日（水）に貴校において平成18年度を対象として実施しました東海・北陸地区国立高専相互間会計監査の結果について、下記のとおり報告します。

記

1. 監査実施日 平成20年2月27日（水）

2. 監 査 員

所 属	職 名	氏 名
豊田工業高等専門学校	総務係長	藤 井 政 雄
富山地区事務部(商船)	財務第二係長	池 上 明 弘
福井工業高等専門学校	契約係長	宮 崎 国 夫

3. 監査事項等 東海・北陸地区国立高専相互間会計監査実施要領第4に掲げる事項

4. 監 査 結 果 別紙のとおり



資料10-3-②-5 続き

監査事項用チェックシート

1 財務会計に関する法令等の適用に関する事項

- ・ 財務会計に関する法令等の改正はその都度整備されているか。
- ・ 契約担当役及び出納命令役補助者、出納員等の補助者命免簿の整理はなされているか。
- ・ 金庫保守規程に定める金庫の管理は適正に行われているか。

評価欄

A

A

A

2 予算決算に関する事項

- ・ 予算執行は適切かつ効率的に執行されているか。（予算執行集計表により執行率等をチェック）
- ・ 機構本部から配分された予算額が財務会計システムへ適確に登録されているか。

評価欄

A

A

3 収入支出に関する事項

- ・ 現金、預金通帳等及び取引銀行に登録している印鑑は厳重に保管されているか。また、同一人が管理していないか。
- ・ 現金領収証書の原符に欠番又は重複番号がないか。
- ・ 書損で処理した現金領収証書は保管してあるか。
- ・ 現金出納簿に誤りはないか。
- ・ 現金出納簿の受と現金領収証書（原符）の領収金額に誤りはないか。
- ・ 現金出納簿の払と銀行へ払い込まれた金額に誤りはないか。
- ・ 収入決議書等及びその附属書類と振替伝票、収入伝票に誤りがないか。また、予算科目、勘定科目は適正か。
- ・ 郵送による収入金の保管・処理は適正に行われているか。
- ・ 一連の収納事務や現金の取扱いについて、複数の者が確認しているか。
- ・ 収納の方法、時期は適切か。
- ・ 支払決議書等及びその附属書類と振替伝票、支出伝票に誤りがないか。また、予算科目、勘定科目は適正か。
- ・ 預貯金の払出し金額について複数の者が確認を行っているか。
- ・ 銀行への支払いに関して、預金払戻請求書と業者への振込依頼書を複数の者が確認しているか。
- ・ 小切手の振出は適正であり、また小切手の受払と一致しているか。（小切手受払簿と小切手等原符とは一致しているか。）
- ・ 会議費の支出は適正に行われているか。
- ・ 謝金の支出は適正に行われているか。（謝金単価の積算・振込は適正か）

評価欄

A

A

A

A

A

A

A

A

A

A

A

A

A

A

A

A

4 債権に関する事項

- ・ 債権の発生は遅滞なく通知されているか。また、債権（即納分を含む。）となるものを放置していないか。
- ・ 収入金調査書の金額、処理に誤りがないか。
- ・ 債権で未納となっているものについて、いたずらに放置することなく、適時、適確に督促して、その収納に努めているか。

評価欄

A

A

A

5 資産及び物品（資産を除く）

評価欄

評価：A 良好に管理されている。 B 一部に不備がみられる。 C 明らかな誤りがある。

資料10-3-②-5 続き

資産及び物品（資産を除く）について、良好な管理と効率的な供用がなされているか。 （棚卸資産管理台帳、資産管理台帳、物品管理台帳、借用物品管理台帳、図書管理台帳の書面監査、財務会計システムの合計残高試算表と減価償却総括表の係数チェック、現物移動状況の照査）	A
郵便切手、タクシーチケット等の受払いは適正に行われているか。	A
毒物・劇物及び化学物質の管理は規則等に基づき、適正に管理されているか。	A
毒物・劇物及び化学物質の購入時期と受払簿の記載は一致しているか。	A
毒物・劇物及び化学物質の保管場所の鍵の管理は管理責任者等により適正に行われているか。	A
物品検査は定期的実施されているか。	A
供用物品で、長期間使用することなく放置してある遊休物品がないか。	A
現物が現に所在しているにも関わらず、廃棄等の手続きがなされているものはないか。	A
出納役保管されている物品の管理状況は適切か。	A
学内規定に基づき使用許可のなされた資産は、適正に使用されているか。また、校長が使用許可した以外の財産で、正当な使用権限のない者が無断使用しているものはないか。	A
6 契約に関する事項	
購入物品の仕様策定・機種選定は、適正に行われているか。	A
競争契約方式の活用が図られているか。	A
予定価格の積算は適正か。（市場調査等が十分に行われているか。）	A
外国製機器について、為替レートの変動を加味した予定価格の算定を行っているか。	A
検査事務は適正に行われているか。（形式的に行われていないかどうか。請負、保守契約を重点的に行うこと。）	A
7 旅費に関する事項	
旅行命令どおり旅行が行われ復命されているか。また、復命が形式的になっていないか。	A
旅行命令の変更、取消しがあった場合の取扱いは、適正に行われているか。 （出勤簿と旅行命令簿の照査）	A
旅費の支払方法及び支払時期は適切か。	A
旅費が他機関等から二重に支払われていないか。	A
概算払した旅費は、適正に精算行為がなされているか。	A
出勤簿、旅行命令簿、超過勤務命令簿等と整合性がとれているか。	A
航空機を利用している場合は、証拠書類として搭乗券半券、領収証書が添付されているか。	A
非常勤講師の出勤簿と勤務時間報告書及び休講届は一致しているか。	A
8 外部資金に関する事項	
収支簿と、預金通帳及び支払決議書の金額に誤りはないか。	A
外部資金は、研究目的、寄附目的に適合した使用が行われているか。	A
預金利息についても適切に使用されているか。	A
交付された補助金は教員等が自ら管理することなく、経理事務責任者により適正に管理されているか。	A
補助金交付前の使用について、事前に研究機関代表者に了承を得た上で研究実施をしているか。	A
補助金により取得した設備品（図書を含む。）について、直ちに寄附を行う等、適切な管理がなされているか。	A

評価：A 良好に管理されている。 B 一部に不備がみられる。 C 明らかな誤りがある。

資料10－3－②－5 続き

・ 申請（研究）内容と購入物品等の整合性（他経費との混同使用の有無）はとれているか。	A
・ 補助金で支出できない経費について，支出していないか。	A
・ 関係書類の整理・保管は適切になされているか。	A
9 帳簿及び証拠書類に関する事項	評価欄
・ 帳簿は正しく記帳されているか。証拠書類の整理，保管はなされているか。	A
・ 消費税区分の計上は，適正に行われているか。	A

資料10-3-②-5 続き

高専相互会計内部監査報告書

独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則第45条に基づき、内部監査を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

被監査高専名	鈴鹿工業高等専門学校
監査実施日	平成20年12月3日 ～ 12月4日
監査担当者	豊田工業高等専門学校 総務課長 田之上 裕治 鳥羽商船高等専門学校 総務課財務係長 酒徳 実 沼津工業高等専門学校 総務課経理係長 岡本 美知子
【監査結果の詳細】 <u>被監査部署及び対応者名：総務課 柴川課長、奥野総務課長補佐 他</u>	
①被監査部署の現状 ・平成19年4月より庶務課、会計課を再編し総務課が設置された。 ・総務課には、課長その他、課長補佐2名と7係が配置されている。 ・会計を担当する職員は、予算決算、収入支出を担当する経理係（4名）、契約事務を担当する契約係（4名）、施設管理を担当する施設係（2名）の3係、計11名（課長、課長補佐を含む）となっている。	
②監査結果により把握された重要な問題点と所見 ・別添、「高専相互会計内部監査チェックリスト」に従って、会計事務全般について聞き取り調査及び書類確認等を行ったところ、概ね良好な会計処理が行われており、重要な問題点は見受けられなかった。	
③発見事項及び指摘事項 ・鈴鹿工業高等専門学校警備業務について、契約書に第三者委託の禁止条項があるか確認したところ、平成19年度、平成20年度ともに記載がなかったので、平成21年度から記載するように指示した。	
④指摘事項等（指示、考究） ・別添、「高専相互会計内部監査チェックリスト」のとおり 指示（会計処理について改めるよう要求したもの）…1件 考究（確認、検討を要求したもの）…4件	
⑤被監査部署の意見等 ・上記④について、その対応について速やかな検討を図り、特に上記③については、直ちに対応し次回契約書から第三者委託の禁止条項を記載するとのことであった。	
⑥関係資料等（徴収資料等） なし	

資料10-3-②-5 続き

高専相互会計内部監査報告書

独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則第45条に基づき、内部監査を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

被監査高専名	鈴鹿工業高等専門学校
監査実施日	平成21年10月 9日 ～10月 9日
監査担当者	鳥羽商船高等専門学校 総務課長 中島 英雄 総務課長補佐 平賀 強 総務課調達係長 山本 敬児
【監査結果の詳細】 <u>被監査部署及び対応者名：総務課 柴川総務課長、奥野総務課長補佐 他</u>	
①被監査部署の現状 - 平成19年4月より二課（総務課、学生課）体制に移行している。 - 総務課には、課長の他、課長補佐2名と7係が配置されている。 - 会計を担当する職員は、予算決算、収入支出を担当する経理係4名、契約事務を担当する契約係2名、施設係2名の3係、計9名（課長、課長補佐を含む）となっている。	
②監査結果により把握された重要な問題点と所見 別添「高専相互会計内部監査チェックリスト(平成21年度)」に従って、会計事務全般について聞き取り調査及び書類確認等を行ったところ、概ね良好な会計処理が行われており、重要な問題点は見受けられなかった。	
③発見事項及び指摘事項 劇毒物管理において、保管場所、保管状況及び受払簿の整備については、適正に行われていたが、定期的（通常・交代）検査が平成18年度以降実施されていなかったため、毎年実施するよう要求した。	
④指摘事項等（指示、考究） - 別添「高専相互会計内部監査チェックリスト」のとおり - 指示（会計処理について改めるよう要求したもの）・・・3件（上記③の指摘事項1件を含む） - 考究（確認、検討を要求したもの）・・・4件	
⑤被監査部署の意見等 上記④については、速やかに対応、検討を行い、会計業務の改善を図りたいとのことであった。	
⑥関係資料等（徴収資料等） なし	

資料10－3－②－5 続き

高専相互会計内部監査報告書

独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則第45条に基づき、内部監査を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

被監査高専名	鈴鹿工業高等専門学校
監査実施日	平成22年11月29日～11月30日
監査担当者	沼津工業高等専門学校 総務課課長補佐（会計担当）影島義三 総務課財務係長 鈴木由美子 総務課用度係長 小澤喜英
【監査結果の詳細】 被監査部署及び対応者名：総務課 柴川課長、奥野課長補佐、設楽契約係長 他	
①被監査部署の現状 ・総務課には、課長の他、課長補佐2名と7係が配置されている。 ・会計を担当する職員は、予算決算、収入支出を担当する経理係4名（内非常勤1名）、契約事務を担当する契約係4名（内非常勤2名）、施設管理を担当する施設係2名の3係、計12名（課長、課長補佐を含む）となっている。	
②監査結果により把握された重要な問題点と所見 ・別添「高専相互会計内部監査チェックリスト」に従って、会計事務全般について聞き取り調査及び書類確認等を行ったところ、概ね良好な会計処理が行われており、重要な問題点は見受けられなかった。	
③発見事項及び指摘事項 ・特になし	
④指摘事項等（指示、考究） ・別添「高専相互会計内部監査チェックリスト」のとおり 指示（会計処理について改めるよう要求したもの）…4件	
⑤被監査部署の意見等 上記について、その対応について速やかな検討を図るとのことであった。	
⑥関係資料等（徴収資料等） 組織図 他	

資料10-3-②-5 続き

高専相互会計内部監査報告書

独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則第45条に基づき、内部監査を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

被監査高専名	鈴鹿工業高等専門学校		
監査実施日	平成23年11月21日 ～ 11月22日		
監査担当者	豊田工業高等専門学校	総務課課長補佐 水野 広之 総務課財務係長 永田 真弥 総務課調達係長 大原 真樹	
【監査結果の詳細】 被監査部署及び対応者名：総務課 柴川課長、藤田課長補佐(経理室長) 他			
①被監査部署の現状 ・平成19年4月より庶務課、会計課を再編し総務課が設置された。 ・総務課には、課長の他、課長補佐2名と7係が配置されている。 ・会計を担当する職員は、予算決算、収入支出を担当する経理係（4名、内再雇用1名）、契約事務を担当する契約係（4名、内非常勤2名）、施設管理を担当する施設係（2名）の3係、計12名（課長、課長補佐を含む）となっている。			
②監査結果により把握された重要な問題点と所見 ・別添「高専相互会計内部監査チェックリスト」に従って、会計事務全般について聞き取り調査及び書類確認等を行ったところ、概ね良好な会計処理が行われており、重要な問題点は見受けられなかった。			
③発見事項及び指摘事項 なし			
④指摘事項等（指示、考究） ・別添「高専相互会計内部監査チェックリスト」のとおり 指示（会計処理について改めるよう要求したもの） … 1件			
⑤被監査部署の意見等 ・上記④について、その対応について速やかな検討を図り、業務の改善を図りたいとのことであった。			
⑥関係資料等（徴収資料等） なし			

(出典 総務課資料)

資料10-3-②-6

平成20年度外部監査事務連絡及び監査講評

事務部長	総務課長	課長補佐	担当係長	係 員
	田 島			

契約係長
施設係長
鈴鹿工業高等専門学校
事務部長 殿

事 務 連 絡
平成20年11月19日

国立高等専門学校機構本部事務局
財務課長 田 島 修

会計監査人の監査について

今般、平成20年度会計監査人として太陽A S G有限責任監査法人が文部科学大臣から選任されました。独立行政法人通則法第39条の規定に基づき会計監査人の監査を受けるにあたって、太陽A S G有限責任監査法人から監査計画について連絡がありましたので、下記のとおり通知します。

会計監査人の監査は、従来のいわゆる監査とは異なり、会計経理等について指摘を目的とするものではなく、適正な財務諸表等を作成するための指導的な意味合いのもので、この点にご留意いただくとともに、日頃の疑問点の解決の場とする等積極的な対応をお願いします。

なお、日程は変更される場合もありますのでご了承ください。

また、詳細な日程及び準備資料等については、追ってご連絡いたします。

記

平成20年11月26日（水）～28日（金）



資料10-3-②-6 続き

鈴鹿工業高等専門学校 監査講評 MEMO

08.11.28 (金)

太陽 ASG 有限責任監査法人

1. 物件費関係

「購入依頼書・支出契約決議書」の承認について

平成20年度の4月から10月までの「購入依頼書」「支出契約決議書」について任意で抽出したところ、使用者、物品供用役、契約係長、経理室長、総務課長及び事務部長の承認（押印）のないものが散見されました（一部ないものも含む）。決裁の有無を明らかにするものですので、承認（押印）漏れのないように徹底する必要があります。

なお、それらに関する振替伝票については、承認（押印）がなされており、適正に会計処理されていることは確認できました。

2. 固定資産関係

(1) 資産管理シールについて

物品管理規則第13条に基づくと、資産購入時（物品受領時）には固定資産管理システムから出力される資産管理シールを対象資産に貼付し、資産管理をすることになっています。固定資産（科研費購入備品を含む）の現況調査（任意抽出）を実施したところ、資産管理シールを貼付していないものが、27件中5件ありました（うち4件は、今年度取得のもの）。

また、実際の設置場所と台帳上の設置場所が相違している物品もありました（以下）。

固定資産一覧表（固定資産台帳）			実際
資産管理番号	資産名称	設置場所	設置場所
SS28H00D00000001	プレス	専攻科第3教員研究室	共同研究実験室
SS28H19G04000002	卓上型高分解能観察システム	材料第10教員研究室	共同研究推進センター
SS28H00G01000022	炉（電気）	電気第5教員研究室	電気電子工学第1実験室
SS28H00G01000024	電源装置	電子第1教員研究室	会議室
SS28H16G01000003	精密除振台	機械第5教員研究室	材料強度実験室
BH28H20S00000001	E Dオンライン露点計	材料工学科第8教員研究室	金属材料実験室
BH28H20S00000002	冷却水循環装置	材料工学科第8教員研究室	金属材料実験室
BH28H20S00000028	検査台	材料工学科第8教員研究室	金属材料実験室

さらに、実際の資産管理番号と台帳上の資産管理番号が異なっているものもありました（27件中1件）。これにつきましては、単なる貼り誤りとのことです（画像処理解析装置と真空蒸着装置との貼り間違い）。

資産管理の観点から、今後は規則に基づいた管理方法を行い管理システムから出力されるシールを貼付していただきますようお願いします。また、実際の資産管理番号と台帳上の資産管理番号が相違する物品等がある場合にはそれらも修正していただくようお願いします。

資料10－3－②－6 続き

(2) 未使用資産（工具器具備品）の除却処理について

固定資産（科研費購入備品を含む）の現況調査（任意抽出）を実施し、未使用資産（工具器具備品）と思われるものについて、先生に質問したところ、かなり以前より、未使用となっているものがありました（以下）。

資産管理番号	資産名称	取得価額（円）	耐用年数（月）	期末帳簿価額（円）
SS28H00G02000005	画像処理解析装置	6,266,299	30	1

帳簿価額が1円のため、決算数値に及ぼす影響は極わずかですが、資産管理の観点から、今後もし使用しないものであれば、除却処理をすべきです。

3. 資金管理関係

現在使用していない預金口座について

現在、以下の預金口座については、機構本部での管理となったため、使用されていない（今後もし使用予定はない）とのことです。

口座名	金融機関	種類	口座番号	10 末残高（円）
預り金 出納役 総務課長 柴川芳範	百五銀行	普通	272901	0
補助金 出納命令役 事務部長 宇和川 孝	百五銀行	普通	285096	0
産業財産権実験協力校研究費 代表者 高倉良介	百五銀行	普通	281552	0

今後、使用する見込みが全くないものであれば、業務の効率化の観点から、また、不正防止の観点からも、解約し、整理すべきと考えます。

以 上

（出典 総務課資料）

(分析結果とその根拠理由)

会計処理に熟知した事務職員による適正な内部監査，外部監査，ならびに高等専門学校間の相互監査を受けており，十分に監査が行われている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

（優れた点） 産学官連携活動を積極的に推進し，外部の財務資源の有効活用に務めており，共同研究・受託研究の契約件数や科学研究費の採択数は年々増加傾向を示している。また，校長裁量経費を厚くして「教育」と「プロジェクト研究」に力を入れ，限られた予算を有効に活用している。

(改善を要する点)

該当なし。

(3) 基準10の自己評価の概要

学校の目的に沿った教育研究活動を将来に渡って安定して遂行するために必要な資産を有しており、過大な債務も無く、十分な財務基盤を有している。また、経常的収入の継続的な確保、ならびに外部の財務資源の活用に努めており、安定した自己収入額を確保するとともに、科学研究費補助金、共同研究費、及び受託研究費等の外部資金の獲得を熱心に進めている。

本校での予算配分については、予算委員会、及び運営会議において、中期目標、及び中期計画に基づいた予算配分方針、及び予算配分計画を厳正に審議・策定しており、かつ全教職員に対して周知している。また、予算の執行状況についても財務会計システムを用いて収支の厳正な管理を行っており、過大な支出超過は無い。さらに設備整備マスタープランを策定し、教育・研究環境の計画的な拡充を図るとともに、校長裁量経費を策定して戦略的な教育研究経費の配分を行っている。

これら本校の財務については、独立行政法人通則法の規定に基づいて適正な貸借対照表ならびに損益計算書等の財務諸表を作成するとともに、年度毎の収支状況を広く一般に公開することによって説明責任を果たしている。さらに、内部監査、外部監査、高等専門学校間の相互監査等、複数機関による多方面からの会計監査を実施することにより、厳格な財務管理を保証している。